

公立病院改革プランの概要

団 体 名	北海道広尾郡広尾町							
プ ラ ン の 名 称	広尾町国民健康保険病院事業改革プラン							
策 定 日	平成 21年 3月 31日							
対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 25年度							
病院の現状	病 院 名	広尾町国民健康保険病院						
	所 在 地	北海道広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地						
	病 床 数	一般病床43床 療養病床22床						
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・精神科・脳神経外科・皮膚科・胃腸内科・リハビリテーション科						
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>町内唯一の公的医療機関として、町民はもとより、一部隣接する日高管内えりも町からの患者も受け入れ、この地域で唯一の有床病院である。また、十勝の中心である帯広市から84Km離れたへき地にあることから、救急病院として24時間、365日地域に暮らす住民の救急医療を担っている。さらに、高齢化社会の進展の中、保健や福祉、介護サービスと一体となつた包括的なケア体制で、町民の健康保持と増進に努めている。</p> <p>しかしながら、医療制度改革に伴い、著しい収益の減少となつたことに加え、一段と厳しさを増す町財政により繰出金の拠出も重い課題となつているが、町民が安心して医療を受けられるよう基幹病院としての役割を担うものである。</p>							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>一般会計からの繰出金については、総務省通知による繰出基準に基づき繰出すが、いくつかについては基準外も含む財政支援をするもの。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の建設改良に要する経費 ・建設改良費 ・企業債元利償還金 ・リハビリテーション経費 ・救急医療確保経費 ・高度医療経費 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤強化対策経費 ・不採算地区運営経費 ・医師研究研修費 ・共済追加費用 ・基礎年金拠出金 ・児童手当 ・保健衛生行政事務経費 </td> </tr> </table>						<ul style="list-style-type: none"> ・病院の建設改良に要する経費 ・建設改良費 ・企業債元利償還金 ・リハビリテーション経費 ・救急医療確保経費 ・高度医療経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤強化対策経費 ・不採算地区運営経費 ・医師研究研修費 ・共済追加費用 ・基礎年金拠出金 ・児童手当 ・保健衛生行政事務経費
<ul style="list-style-type: none"> ・病院の建設改良に要する経費 ・建設改良費 ・企業債元利償還金 ・リハビリテーション経費 ・救急医療確保経費 ・高度医療経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤強化対策経費 ・不採算地区運営経費 ・医師研究研修費 ・共済追加費用 ・基礎年金拠出金 ・児童手当 ・保健衛生行政事務経費 							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	経常収支比率	94	94.4	95	97.8	100.4		
	職員給与費比率	92.9	94.4	95.6	91.7	88.8		
	病床利用率	62.4	67	75	76.7	78.3		
上記目標数値設定の考え方	<p>平成22年度から給食の業務委託をすることにより職員給与費の改善を図るほか、病床利用率にあっては、病床数の削減とともに、75%以上をキープすることを目標に経常収支の黒字を達成する。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:23年度)</p>							

				団体名 (病院名)	北海道広尾郡広尾町 広尾町国民健康保険病院																											
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考																									
1日平均患者数(外来)		209	206	210	215	220																										
1日平均患者数(入院)		41	44	45	46	47																										
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	<p>民間的経営手法の導入</p> <p>医薬分業や医事業務、警備・院内清掃業務については、業務委託済であり、未実施の下記業務を民間委託する。 ・給食業務…平成22年度から全面委託 ・検査業務…平成24年度から一部委託予定</p>																														
	事業規模・形態の見直し	<p>現在の事業規模は一般・療養を含め65床で運営しているが、平成23年度末の介護療養病床廃止にあわせ次のように病床を再編する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>43</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>医療療養</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>介護療養</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>							21年度		24年度		一般	43	40	40	40	医療療養	6	4	4	20	介護療養	16	16	16	0	計	65	60	60	60
		21年度		24年度																												
	一般	43	40	40	40																											
	医療療養	6	4	4	20																											
介護療養	16	16	16	0																												
計	65	60	60	60																												
経費削減・抑制対策	<p>医薬品の共同購入 平成20年4月設立の「十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会」の積極的活用 人件費の抑制 ・技術職員を正職員から臨時職員へ移行(平成24年度・1人) ・給食業務の全面委託により、給食調理員を他町部局へ人事異動(平成22年度・2人)</p>																															
収入増加・確保対策	<p>病床利用率の向上 1日平均入院患者数47人以上を確保 平均在院日数の短縮 入院基本料13対1を目指したく、その要件のひとつである平均在院日数24日以内へ短縮 未収金対策 累積の未収金が200万円を超えていることから、個別訪問督促を強化し早期回収に努める 診療報酬請求漏れ防止対策の強化 手数料及び使用料の見直し</p>																															
その他	<p>外来派遣診療の充実 帯広市内の病院と連携を強化し、精神科・脳神経外科・皮膚科の充実 検診業務の充実 健康管理センターと連携し、特定検診、人間ドックの充実 在宅医療の強化 高齢化社会に対応した訪問診療など在宅医療の強化</p>																															
各年度の収支計画		別紙のとおり																														
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	75.60%	18年度	65.10%	19年度	62.40%																									
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成21年度より、患者1人当たりの床面積を考慮し、現在43床ある一般病床を40床へ、6床ある医療療養病床を4床へ再編し介護療養病床16床を含め65床から60床へ再編するもの。施設については、築20年を経過したが、財政的に全面改装は難しく維持補修で対応する。																														

団体名
(病院名)

北海道広尾郡広尾町
広尾町国民健康保険病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院が所在する十勝圏域には、総合病院の帯広厚生病院(748床)、帯広協会病院(377床)を拠点に、十勝管内8町に自治体病院、1町に日赤病院が開設されている。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	「自治体病院等広域化・連携構想」(平成20年1月)によれば、公立芽室病院を除き当町を含む公立病院は、いずれも比較的小規模であり、今後病院間の役割分担や帯広市に集積されている医療機能との連携も考慮しながら、診療所化を含めた規模の適正化について検討すべきものとされている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度	<内容> 北海道が策定した構想に基づき設置された「十勝管内自治体病院等広域化・連携検討会議」の動向に基づき結論を得る予定。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
		<input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡		
		<input checked="" type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	既存の「院内経営改善委員会」を活用して、毎年度末に改革プランの取組状況等の点検、評価を行う。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年度決算確定後に実施(毎年9月)		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	北海道広尾郡広尾町 広尾町国民健康保険病院
--------------	--------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	582,496	579,952	588,784	607,508	629,687	644,501
	(1) 料 金 収 入	501,130	492,135	494,086	520,205	537,377	554,811
	(2) そ の 他	81,366	87,817	94,698	87,303	92,310	89,690
	うち他会計負担金	77,921	83,580	93,255	85,860	90,860	88,240
	2. 医 業 外 収 益	163,803	189,486	208,653	221,222	218,100	218,100
	(1) 他会計負担金・補助金	159,400	184,930	205,461	218,160	215,000	215,000
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	4,403	4,556	3,192	3,062	3,100	3,100
	経 常 収 益 (A)	746,299	769,438	797,437	828,730	847,787	862,601
	入	1. 医 業 費 用 b	785,057	786,150	813,467	843,152	839,637
(1) 職 員 給 与 費 c		541,094	538,697	556,025	580,637	577,637	572,000
(2) 材 料 費		80,510	71,934	78,493	79,165	79,000	79,000
(3) 経 費		109,791	115,357	118,924	119,015	119,000	119,500
(4) 減 価 償 却 費		30,118	34,414	37,445	40,949	41,000	41,000
(5) そ の 他		23,544	25,748	22,580	23,386	23,000	23,000
2. 医 業 外 費 用		33,757	32,277	31,190	29,577	26,975	24,591
(1) 支 払 利 息		33,470	31,965	30,809	29,196	26,594	24,210
(2) そ の 他		287	312	381	381	381	381
経 常 費 用 (B)		818,814	818,427	844,657	872,729	866,612	859,091
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		-72,515	-48,989	-47,220	-43,999	-18,825	3,510
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)		28,506				
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)		-28,506				
純 損 益 (C) + (F)		-72,515	-77,495	-47,220	-43,999	-18,825	3,510
累 積 欠 損 金 (G)		700,481	777,976	825,196	869,195	888,020	884,510
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	95,631	101,248	99,720	119,368	106,000	101,000
	流 動 負 債 (イ)	57,735	124,745	88,000	78,000	58,000	48,000
	うち一時借入金	35,000	55,000	65,000	55,000	35,000	25,000
	翌年度繰越財源(ウ)		582				
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)		49000				
差引不良債務 {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)} (オ)	37,896	24,921	11,720	41,368	48,000	53,000	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		91.1	94	94.4	95	97.8	100.4
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		74.2	73.8	72.4	72.1	75	77.2
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		92.9	92.9	94.4	95.6	91.7	88.8
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		65.1	62.4	67	75	76.7	78.3

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	北海道広尾郡広尾町 広尾町国民健康保険病院
--------------	--------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	8,900	40,700	49,000	4,600	6,300		
	2. 他会計出資金							
	3. 他会計負担金	48,321	54,063	65,886	53,274	54,928	61,088	
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金	2,086	4,200		2,625	2,625		
	7. その他	300		136				
	収入計(a)	59,607	98,963	115,022	60,499	63,853	61,088	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)		582					
	前年度許可債で当年度借入分(c)			49,000				
	純計(a) - {(b) + (c)}(A)	59,607	98,381	66,022	60,499	63,853	61,088	
	支 出	1. 建設改良費	12,280	97,032	10,496	8,600	8,947	
		2. 企業債償還金	47,327	50,931	55,526	51,899	54,906	61,088
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計(B)		59,607	147,963	66,022	60,499	63,853	61,088	
差引不足額(B) - (A)(C)			49,582					
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金							
	2. 利益剰余金処分量							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他		582					
計(D)			582					
補てん財源不足額(C) - (D)(E)			49,000					
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)			49,000					
実質財源不足額(E) - (F)			0					

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(19,415) 237,321	(15,509) 268,510	(14,832) 298,716	(15,364) 304,020	(15,400) 305,860	(15,200) 303,240
資本的収支	(18,026) 48,321	(20,595) 54,063	(21,207) 65,886	(19,059) 53,274	(20,212) 54,928	(22,937) 61,088
合計	(37,441) 285,642	(36,104) 322,573	(36,039) 364,602	(34,423) 357,294	(35,612) 360,788	(38,137) 364,328

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。